

環境物品等の調達の推進を図るための方針

年金積立金管理運用独立行政法人

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、令和8年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

1. 特定調達物品等の令和8年度における調達の目標

令和8年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月3日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、出来る限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

品目	調達目標
・コピー用紙 ・フォーム用紙 ・インクジェットカラープリンター用塗工紙 ・塗工されていない印刷用紙 ・塗工されている印刷用紙 ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。

2. 文具類

品目	調達目標
・シャープペンシル ・シャープペンシル替芯 ・ボールペン ・マーキングペン ・鉛筆 ・スタンプ台 ・朱肉 ・印章セット ・印箱 ・公印 ・ゴム印 ・回転ゴム印 ・定規 ・トレイ ・消しゴム ・ステープラー（汎用型） ・ステープラー（汎用型以外） ・ステープラー針リムーバー ・連射式クリップ（本体） ・事務用修正具（テープ） ・事務用修正具（液状） ・クラフトテープ ・布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。） ・両面粘着紙テープ ・製本テープ ・ブックスタンド ・ペンスタンド ・クリップケース ・はさみ ・マグネット（玉） ・マグネット（バー） ・テープカッター ・パンチ（手動） ・モルトケース（紙めくり用スポンジケース） ・紙めくりクリーム ・鉛筆削（手動） ・OAクリーナー（ウエットタイプ） ・OAクリーナー（液タイプ） ・ダストブロワー ・レターケース ・メディアケース ・マウスパッド ・OAフィルター（枠あり） ・丸刃式紙裁断機 ・カッターナイフ ・カッティングマット ・デスクマット ・OHPフィルム ・絵筆 ・絵の具 ・墨汁 ・のり（液状）（補充用を含む。） ・のり（澱粉のり）（補充用を含む。） ・のり（固形）（補充用を含む。） ・のり（テープ） ・ファイル（クリアーホルダー及びクリアーファイルを除く。）	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。 ※基本方針で定める「基準値1」（判断の基準のうち、最低限の環境性能を満たすものは「基準値2」、より高い環境性能を満たすものは「基準値1」と設定されている。）を満たす調達目標を100%とする。

<ul style="list-style-type: none"> ・クリアーホルダー※ ・クリアーファイル※ ・バインダー※ ・ファイリング用品 ・アルバム（台紙を含む。） ・つづりひも ・カードケース ・事務用封筒（紙製） ・窓付き封筒（紙製） ・けい紙 ・起案用紙 ・ノート ・パンチラベル ・タックラベル ・インデックス ・付箋紙 ・付箋フィルム ・黒板拭き ・ホワイトボード用イレーザー ・額縁 ・テープ印字機等用カセット ・テープ印字機等用テープ ・ごみ箱 ・リサイクルボックス ・缶・ボトルつぶし機（手動） ・名札（机上用） ・名札（衣服取付型・首下げ型） ・鍵かけ（フックを含む。） ・チョーク ・グラウンド用白線 ・梱包用バンド 	
---	--

3. オフィス家具等

品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・いす ・机 ・棚 ・収納用什器（棚以外） ・ローパーティション ・コートハンガー ・傘立て ・掲示板 ・黒板 ・ホワイトボード ・個室ブース ・ディスプレイスタンド 	<p>調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。</p>

4. 画像機器等

品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・コピー機※ ・複合機※ ・拡張性のあるデジタルコピー機※ ・プリンタ ・プリンタ複合機 ・ファクシミリ ・スキャナ ・プロジェクタ ・トナーカートリッジ ・インクカートリッジ 	<p>調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。</p> <p>※基本方針で定める「基準値1」を満たす調達目標を100%とする。</p>

5. 電子計算機等

品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機 ・磁気ディスク装置 ・ディスプレイ ・記録用メディア 	<p>調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。</p>

6. オフィス機器等

品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・シュレッダー ・デジタル印刷機 ・掛時計 ・電子式卓上計算機 ・一次電池又は小形充電式電池 	<p>調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。</p>

7. 移動電話等

品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話 ・PHS ・スマートフォン 	<p>調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。</p>

8. 家電製品

品目	調達目標
・電気冷蔵庫※ ・電気冷凍庫※ ・電気冷凍冷蔵庫※ ・テレビジョン受信機※ ・電気便座 ・電子レンジ	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。 ※基本方針で定める「基準値1」を満たす調達目標を100%とする。

9. エアコンディショナー等

品目	調達目標
・家庭用エアコンディショナー ・業務用エアコンディショナー※ ・ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。 ※基本方針で定める「基準値1」を満たす調達目標を100%とする。

10. 温水器等

調達の予定はない。

11. 照明

品目	調達目標
・LED照明器具※ ・LEDを光源とした内照式表示灯 ・電球形LEDランプ	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。 ※基本方針で定める「基準値1」を満たす調達目標を100%とする。

12. 自動車等

調達の予定はない。

13. 消火器

調達を実施する場合は、調達目標を100%とする。

14. 制服・作業服等

調達の予定はない。

15. インテリア・寝装寝具

品目	調達目標
・カーテン※ ・布製ブラインド※ ・金属製ブラインド ・タフテッドカーペット ・タイルカーペット※ ・織じゅうたん	調達を実施する品目については、調達

<ul style="list-style-type: none"> ・ニードルパンチカーペット ・毛布※ ・ふとん※ ・ベッドフレーム ・マットレス 	<p>目標を100%とする。 ※基本方針で定める「基準値1」を満たす調達目標を100%とする。</p>
--	---

16. 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標を100%とする。

17. その他繊維製品

調達の予定はない。

18. 設備

品目	調達目標
・テレワーク用ライセンス	13ライセンス
・Web会議システム	2システム
<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム ・太陽熱利用システム ・地中熱利用システム ・燃料電池 ・エネルギー管理システム ・生ゴミ処理機 ・節水器具 ・給水栓 ・日射調整フィルム ・低放射フィルム 	調達の予定はない (賃貸オフィスに入居)。

19. 災害備蓄用品

品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・災害備蓄用飲料水※ ・アルファ化米 ・保存パン ・乾パン ・レトルト食品等 ・栄養調整食品 ・フリーズドライ食品 ・非常用携帯燃料 ・非常用携帯電源 ・携帯発電機 ・テント ・ブルーシート ・備蓄作業服 *毛布 *作業手袋 *一次電池 (*は他の分野と同品目) 	<p>調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。 ※基本方針で定める「基準値1」を満たす調達目標を100%とする。</p>

20. 公共工事

調達の予定はない。

21. 役務

品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・印刷※ ・庁舎管理 ・植栽管理 ・加煙試験 ・清掃 ・機密文書処理 ・害虫防除 ・輸配送 ・旅客輸送(自動車) ・クリーニング ・飲料自動販売機設置 ・引越輸送 ・会議運営 ・タイルカーペット洗浄 ・印刷機能等提供業務 	<p>調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。 ※基本方針で定める「基準値1」を満たす調達目標を100%とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー診断 ・食堂 ・自動車専用タイヤ更生 ・自動車整備 ・庁舎等において営業を行う小売業務 ・引越輸送 	調達の予定はない。

2.2. ごみ袋等

品目	調達目標
・プラスチック製ごみ袋	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。

II. 特定調達物品等以外の令和8年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

1. 特定調達物品等以外の環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める。
2. OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. グリーン購入の調達の推進を図るため管理運用法人内組織として推進本部を設ける。体制概要は別紙のとおり。
2. 本調達方針は全ての部室を対象とする。
3. 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、公表する。
4. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
5. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
6. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかける。
7. 本調達方針に基づく相談窓口は、経理部調達課とする。

(別紙)

年金積立金管理運用独立行政法人グリーン調達推進体制の概要

〈推進本部〉

本部長	理事（総務・企画等担当）
本部員	経理部長

〈事務局〉

事務局長	経理部調達課長
事務局員	経理部調達課職員